給付金

子育て世帯臨時特例給付金及び臨時福祉給付金の支給について

平成26年4月からの消費税増税に伴い、子育て世帯の方や低所得世帯の方に対し、給付金が支給されます。対象者の方は、どちらの給付金に該当するかをご確認のうえ、申請手続きを行ってください。

※どちらか一方の給付金を1回のみの支給となります。

子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から給付措置が行われます。

支給対象者　平成26年1月1日現在で本市に住所があり、次の2つの要件をどちらも満たす方

①平成26年1月分の児童手当または特例給付金を受給

②平成25年分の所得が児童手当の所得制限限度額未満（表1参照）

※臨時福祉給付金の支給対象者は、子育て世帯臨時特例給付金の支給対象外となります。

支給額　対象児童1人につき1万円

●児童手当の所得制限限度額（表1）

区　分（扶養親族等の数）	限度額目安（給与収入ベース）
子1人（1人）	875.6万円
夫婦子1人（2人）	917.8万円
夫婦子2人（3人）	960.0万円

臨時福祉給付金

所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として給付措置が行われます。

支給対象者　平成26年1月1日現在で本市に住所があり、平成26年度の住民税が課税されていない方（税の申告等を済まされていない方を除く）が対象です。（表2参照）

ただし、住民税が課税されている方の扶養親族や生活保護の受給者である場合を除きます。

支給額　1人につき1万円

※次に該当する方は1人につき5千円が加算されます。

・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者など

・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など

●住民税が課税されない所得水準の目安（表2）

（給与所得者）

区　分	非課税限度額（給与収入ベース）
単身	93.0万円
夫婦	137.8万円
夫婦子1人	168.3万円
夫婦子2人	209.9万円

（公的年金等受給者）

区　分		非課税限度額（年金収入ベース）
単身	65歳以上	148.0万円
	65歳未満	98.0万円
夫婦	65歳以上	192.8万円
	65歳未満	142.8万円

申請手続きについて

どちらの給付金とも、対象と思われる方には、郵送にて6月中に申請書をお送りします。申請書に本人確認書類、指定する口座が確認できる書類を添えて、申請窓口へ提出してください。

申請会場　市役所北別館会議室

申請期間　受付開始（6月中旬以降を予定）から原則3か月間

詐欺にご注意を

「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の"振り込め詐欺"や"個人情報の詐取"にご注意ください。

ご自宅や職場などに市役所や厚生労働省（の職員）などをかたった電話がかかってきたら、迷わず、市役所や最寄りの警察署にご連絡ください。

※詳細については、本紙折り込みチラシを参照ください。

■**問合せ**　福祉課社会係　TEL 72-1111（内線135・136）

枕崎市農業委員会委員選挙立候補予定者の説明会を開催します

枕崎市農業委員会委員選挙が、平成26年7月6日（日）に執行予定です。

この選挙に立候補を予定している方を対象に、次の日程で説明会を開催しますので、関係者はお集まりください。

■**日時**　6月14日（土）　午前10時から

■**場所**　市民会館　第1会議室

■**その他**　来場者は、候補者1人あたり2名以内でお願いします。

※資料等の準備の都合上、事前に連絡をお願いします。

■**問合せ**　選挙管理委員会事務局　TEL72-1111（内線310）

子ども医療費助成制度

子ども医療費助成制度の対象年齢を拡大します

子ども医療費助成制度が、7月1日から変わります。

対象年齢を小学校3年生修了から中学校3年生修了までに拡大し、すべての年齢で保険診療自己負担額の全額を助成するものです。

●助成対象の改正について

改正前（6月30日まで）	改正後（7月1日から）
0歳から小学校3年生修了（9歳に達する最初の3月31日）まで	0歳から中学校3年生修了（15歳に達する最初の3月31日）まで

※平成26年7月の診療分から対象

※医療扶助、重度心身障害者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成対象者は、それぞれの医療費助成制度が優先となります。

申請から交付まで

申請手続きは、下表のとおりです。子どもの年齢により手続き内容が異なりますので、ご注意ください。

※子ども医療費助成対象者で、転入、その他の理由により、まだ登録申請が済んでいない方も手続きをお願いします。

申請期間　6月2日（月）～30日（月）の平日。午前8時30分～午後5時15分まで

■**問合せ**　福祉課社会係　TEL 72-1111（内線136）

●申請手続きについて

0歳～小学校3年生までの子ども	小学校4年生～中学3年生までの子ども（平成11年4月2日生～平成17年4月1日生）
・申請書の提出は不要です。 ・福祉課窓口へ対象となる子どもの保険証と認め印をご持参ください。 ・保険証確認後、新しい受給者証をお渡しします。	・学校を通じて、5月下旬頃に申請書を配布します。 ・申請書に必要事項を記入し、福祉課へ提出してください。その際に、対象となる子どもの保険証・保護者名義の通帳・認め印もご持参ください。 ・受給者証を作成し、郵送にてお渡しします。

児童手当制度

児童手当が支給されます

■**受給資格者**　中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

■**支給額**

・3歳未満＝一律1万5千円

・3歳以上小学生修了前＝1万円（第3子以降は1万5千円）

・中学生＝一律1万円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5千円を支給します。

※第3子以降とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

6月分以降の児童手当を受け取るには現況届が必要です

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の手当を引き続き受ける要件を満たしているか確認するためのものです。この届出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

■**現況届に必要な添付書類**

・請求者が被用者（会社員など）の場合＝健康保険被保険者証の写し

・今年1月1日に本市に住民登録のなかった方＝前住所地の市町村長が発行する児童手当用所得証明書（前年分）

・子どもの住所が市外にある方＝申立書及び子どもが属する世帯全員の住民票

※このほかにも必要に応じて提出していただく書類があります。

※申請書類等は、郵送にて6月上旬にお届けいたします。

申請は早めに済ませましょう

出生や転入に伴う申請は、届出から15日以内に行うようにしてください。

申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

■**問合せ**　福祉課社会係　TEL 72-1111（内線136）